

香川県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

香川県知事 浜田恵造

香川県規則第32号

香川県行政組織規則等の一部を改正する規則

(香川県行政組織規則の一部改正)

第1条 香川県行政組織規則(昭和36年香川県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(課の設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、観光振興及びにぎわいづくりに関する事務を処理させるため、商工労働部に観光交流局を置き、当該局に観光振興課、<u>にぎわい推進課</u>及び瀬戸内国際芸術祭推進課を置く。</p> <p>第5条 略</p> <p>危機管理課</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成25年法律第110号)の施行</u>に関すること。</p> <p><u>(7) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)の施行</u>に関すること。</p> <p><u>(8)～(20)</u> 略</p> <p>くらし安全安心課 略</p> <p>第7条 略</p> <p>健康福祉総務課・長寿社会対策課 略</p> <p>子育て支援課</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p><u>(13) 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)の施行</u>に関すること(他課及び教育委員会の所掌に属するものを除く。)</p> <p><u>(14)～(18)</u> 略</p> <p>障害福祉課～生活衛生課 略</p>	<p>(課の設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、観光振興及びにぎわいづくりに関する事務を処理させるため、商工労働部に観光交流局を置き、当該局に観光振興課<u>及びにぎわい推進課</u>を置く。</p> <p>第5条 危機管理総局の各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>危機管理課</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)の施行</u>に関すること。</p> <p><u>(7)～(19)</u> 略</p> <p>くらし安全安心課 略</p> <p>第7条 健康福祉部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>健康福祉総務課・長寿社会対策課 略</p> <p>子育て支援課</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p><u>(13)～(17)</u> 略</p> <p>障害福祉課～生活衛生課 略</p>

第8条 略

2 略

観光振興課

(1)～(7) 略

(8) 観光交流局の事務で庶務事務その他にぎわい推進課及び瀬戸内国際芸術祭推進課の所掌に属しないものに関すること。

にぎわい推進課

(1) 略

(2)～(4) 略

(5) まちづくり型の観光の振興に関すること。

(6) 略

瀬戸内国際芸術祭推進課

(1) 瀬戸内国際芸術祭の開催に関すること。

(2) 瀬戸内国際芸術祭に関連して行う事業に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第9条 略

農政課 略

農業経営課

(1)～(4) 略

(5) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）の施行に関すること。

(6)～(15) 略

農業生産流通課～土地改良課 略

農村整備課

(1)～(5) 略

(6) 多面的機能支払事業に関すること。

(7)～(11) 略

水産課 略

（香川県土木事務所規則の一部改正）

第2条 香川県土木事務所規則（昭和38年香川県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第8条 略

2 観光交流局の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

観光振興課

(1)～(7) 略

(8) 観光交流局の事務で庶務事務その他にぎわい推進課の所掌に属しないものに関すること。

にぎわい推進課

(1) 略

(2) 瀬戸内国際芸術祭の開催に関すること。

(3)～(5) 略

(6) 略

第9条 農政水産部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

農政課 略

農業経営課

(1)～(4) 略

(5)～(14) 略

農業生産流通課～土地改良課 略

農村整備課

(1)～(5) 略

(6) 農地・水保全管理支払事業に関すること。

(7)～(11) 略

水産課 略

改正後	改正前
<p>(梼川ダム建設事務所)</p> <p>第3条 桜川ダム建設工事に関する事務を処理させるため、香川県高松土木事務所に桜川ダム建設事務所を置き、当該事務所に<u>工事第一課及び工事第二課</u>を置く。</p> <p>2 <u>工事第一課の分掌事項は、桜川ダム建設工事の調査、設計及び施工に関すること（ダム本体に関することに限る。）とする。</u></p> <p>3 <u>工事第二課の分掌事項は、桜川ダム建設工事の調査、設計及び施工に関すること（工事第一課の所掌に属するものを除く。）とする。</u></p>	<p>(桜川ダム建設事務所)</p> <p>第3条 桜川ダム建設工事に関する事務を処理させるため、香川県高松土木事務所に桜川ダム建設事務所を置き、当該事務所に<u>総務用地課及び工事課</u>を置く。</p> <p>2 <u>総務用地課の分掌事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>桜川ダム建設工事に係る用地の買収及び物件その他の補償に関すること。</u></p> <p>(2) <u>買収用地の所有権移転登記に関すること。</u></p> <p>3 <u>工事課の分掌事項は、桜川ダム建設工事の調査、設計及び施工に関することとする。</u></p>

(香川県災害対策本部規則の一部改正)

第3条 香川県災害対策本部規則（昭和38年香川県規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																				
<p>別表第2（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 10%;">部</th><th style="text-align: center; width: 10%;">班</th><th style="text-align: center; width: 10%;">課等</th><th style="text-align: center; width: 70%;">分掌事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td></tr> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: top; width: 10%;">商工労 働部</td><td colspan="3">略</td></tr> <tr> <td style="width: 10%;">にぎわい 推進班</td><td colspan="3">略</td></tr> <tr> <td style="width: 10%;">瀬戸内国 際芸術祭 推進班</td><td style="width: 10%;">商工労働部 観光交流局</td><td colspan="2"><u>1 他班の応援に関すること。</u></td></tr> <tr> <td style="width: 10%;">労働委員 会班</td><td style="width: 10%;">瀬戸内国際 芸術祭推進 課</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="4">略</td></tr> </tbody> </table>	部	班	課等	分掌事務	略				商工労 働部	略			にぎわい 推進班	略			瀬戸内国 際芸術祭 推進班	商工労働部 観光交流局	<u>1 他班の応援に関すること。</u>		労働委員 会班	瀬戸内国際 芸術祭推進 課			略				<p>別表第2（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 10%;">部</th><th style="text-align: center; width: 10%;">班</th><th style="text-align: center; width: 10%;">課等</th><th style="text-align: center; width: 70%;">分掌事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td></tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top; width: 10%;">商工労 働部</td><td colspan="3">略</td></tr> <tr> <td style="width: 10%;">にぎわい 推進班</td><td colspan="3">略</td></tr> <tr> <td style="width: 10%;">労働委員 会班</td><td colspan="3">略</td></tr> <tr> <td colspan="4">略</td></tr> </tbody> </table>	部	班	課等	分掌事務	略				商工労 働部	略			にぎわい 推進班	略			労働委員 会班	略			略			
部	班	課等	分掌事務																																																		
略																																																					
商工労 働部	略																																																				
	にぎわい 推進班	略																																																			
	瀬戸内国 際芸術祭 推進班	商工労働部 観光交流局	<u>1 他班の応援に関すること。</u>																																																		
	労働委員 会班	瀬戸内国際 芸術祭推進 課																																																			
略																																																					
部	班	課等	分掌事務																																																		
略																																																					
商工労 働部	略																																																				
	にぎわい 推進班	略																																																			
労働委員 会班	略																																																				
略																																																					

(香川県小豆総合事務所規則の一部改正)

第4条 香川県小豆総合事務所規則（平成14年香川県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(組織) 第1条 香川県小豆総合事務所（以下「小豆総合事務所」という。）に、総務課、環境森林課、生活福祉課、保健福祉課、衛生課、農業改良普及課、家畜保健衛生室、土地改良課、用地管理課、道路課及び河川港湾課を置く。	(組織) 第1条 香川県小豆総合事務所（以下「小豆総合事務所」という。）に、総務課、環境森林課、生活福祉課、保健福祉課、衛生課、農業改良普及課、家畜保健衛生室、土地改良課、用地管理課、道路課、 <u>河川港湾課</u> 及び <u>開発課</u> を置く。
2 略	2 略
(分掌事項) 第2条 略 2~10 略 11 略 (1) 略 (2) ダム建設工事の調査、設計及び施工に関すること。 (3)~(6) 略	(分掌事項) 第2条 略 2~10 略 11 河川港湾課の分掌事項は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) ダム建設工事の調査、設計及び施工に関すること（ <u>開発課の所掌に属するものを除く。</u> ） (3)~(6) 略
12 略	12 <u>開発課の分掌事項は、内海ダム再開発建設工事の調査、設計及び施工に</u> <u>関することとする。</u> 13 略

（地方公営企業に置かれる職のうち政治的行為の制限を受ける職を定める規則の一部改正）

第5条 地方公営企業に置かれる職のうち政治的行為の制限を受ける職を定める規則（平成19年香川県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(病院局の職) 第2条 略 (1)・(2) 略 (3) 出先機関の院長、副院長、事務局長、 <u>検診センター長</u> 、看護部長、事務局次長、 <u>院長補佐</u> 、中央検査部長、主任部長、部長、薬剤部長、主	(病院局の職) 第2条 病院局に置かれる職のうち、地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 出先機関の院長、 <u>所長</u> 、副院長、事務局長、看護部長、事務局次長、中央検査部長、主任部長、部長、薬剤部長、主幹、副薬剤部長、副看護

幹、副薬剤部長、副看護部長、課長及び医長

部長、課長及び医長

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。